

件名	愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例												
主管課	薬務衛生課												
根拠法令等													
	<p>【改正の概要】</p> <p>新たな権限移譲、手数料の新設及び所要の規定整備を行うもの</p> <p>1 市町（松山市を除く。）への新たな権限移譲（経由事務） 動物の愛護及び管理に関する法律（以下「法」という。）第 35 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく犬又はねこの引取り及び当該犬又はねこの知事への引渡しに関する事務</p> <p>2 手数料の新設 法第 35 条第 1 項の規定に基づく犬又はねこの引取り手数料 生後 91 日以上のもので 1 頭又は 1 匹につき 2,000 円 生後 91 日未満のもので 1 頭又は 1 匹につき 400 円</p> <p>3 規定の整備 愛媛県動物の愛護及び管理に関する条例 <ul style="list-style-type: none"> ・法第 25 条第 1 項の勧告に関する事務 ・法第 25 条第 2 項の命令に関する事務 } 追加 ←</p> <p>愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部改正 <ul style="list-style-type: none"> ・法第 25 条第 1 項の勧告に関する事務 ・法第 25 条第 2 項の命令に関する事務 } 削除 ←</p>												
施行日	平成 20 年 10 月 1 日												
	<p>【その他参考事項】</p> <p>1 動物の愛護及び管理に関する法律</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（犬及びねこの引取り）</p> <p>第三十五条 都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）は、<u>犬又はねこの引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。</u>この場合において、都道府県知事等（都道府県等の長をいう。以下同じ。）は、その犬又はねこを引き取るべき場所を指定することができる。</p> <p>2 <u>前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又はねこの引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。</u></p> <p>3～6 省略</p> </div> <p>2 犬又はねこの引取り手数料の導入状況（平成19年10月現在） 犬 27都道府県 ねこ 29都道府県</p> <p>3 平成18年度の引取り実績</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">所有者からの引取り</td> <td style="width: 10%;">犬</td> <td style="width: 20%;">977頭又は匹</td> <td style="width: 10%;">ねこ</td> <td style="width: 30%;">727頭又は匹</td> </tr> <tr> <td>拾得者等からの引取り</td> <td>犬</td> <td>1,149頭又は匹</td> <td>ねこ</td> <td>3,043頭又は匹</td> </tr> </table>			所有者からの引取り	犬	977頭又は匹	ねこ	727頭又は匹	拾得者等からの引取り	犬	1,149頭又は匹	ねこ	3,043頭又は匹
所有者からの引取り	犬	977頭又は匹	ねこ	727頭又は匹									
拾得者等からの引取り	犬	1,149頭又は匹	ねこ	3,043頭又は匹									